岐阜県医師会主治医研修会

障害福祉制度の概要について

1. 障害福祉制度の概要について
2. 障害福祉サービスについて
3. 障害者虐待の防止について

岐阜県 健康福祉部 障害福祉課

１．障害福祉制度の概要について

障害者総合支援法とは

- 正式名称「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」
- 障害福祉サービス等の対象者、内容、手続き等、地域生活支援事業、サービスの整備のための障害福祉計画の作成、費用の負担等について定めている。
- 従来の障害者自立支援法に代わり、平成２５年度から施行。

障害者・障害児の定義

＜障害者基本法の対象となる「障害者」（第二条）＞

○身体障害、知的障害、精神障害（発達障害を含む。）その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの。

＜障害者総合支援法の対象となる「障害者」（第四条第１項第２項）＞

①身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者＝手帳保持者
②知的障害者福祉法にいう知的障害者
③精神障害者福祉法第5条に規定する精神障害者
（発達障害者支援法第2条第2項に規定する発達障害者を含む）
④治療法が確定していない疾病その他の厚生労働大臣が定める特殊の疾病により継続的に日常生活または社会生活に相当な制限を受ける者

※ これらに該当する18歳未満の者は「障害児」として区分される。
※ ④は、難病患者等が該当、平成25年度から障害福祉サービスの対象となった。

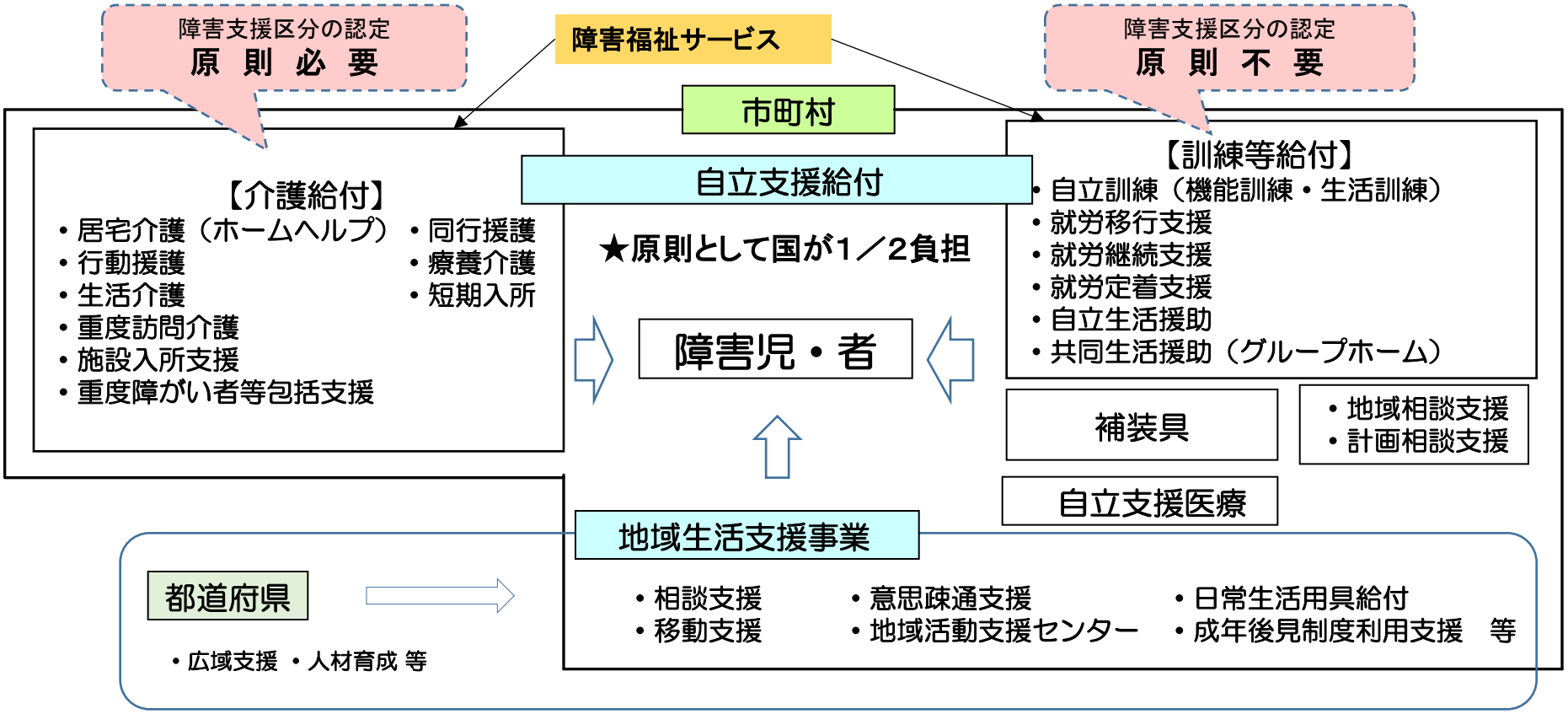
＜障害児の範囲＞

法の対象となる「障害児」は、児童福祉法第4条第2項に規定する障害児をいう。
その範囲は、18歳未満の者であって上記の①～④と同様。

事業体系のしくみ

サービスは、個々の障害のある方の障害支援区分や勘案すべき事項（社会活動や介護者、居住等の状況等）をふまえ個別に支給決定が行われる介護給付、訓練等給付等の「自立支援給付」と市町村事業によって柔軟に実施される意思疎通支援、地域活動支援センター等の「地域生活支援事業」に大別され、構成される。

【総合支援法における給付・事業】



２．障害福祉サービスについて

障害福祉サービス等の体系①（介護給付・訓練等給付）

		サービス内容		利用者数
訪問系	介護給付	居宅介護（ホームヘルプ） 者 児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	2，044
		重度訪問介護 者	重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する者であって常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援、入院時の支援等を総合的に行う	118
		同行援護 者 児	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人が外出する時、必要な情報提供や介護を行う	234
		行動援護 者 児	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行う	131
		重度障害者等包括支援 者 児	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行う	0
日中活動系		短期入所（ショートステイ） 者 児	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含めた施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	1，049
		療養介護 者	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話を行う	214
		生活介護 者	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供する	5，002
施設系		施設入所支援 者	施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行う	2，158
居住支援系	訓練等給付	自立生活援助 者	一人暮らしに必要な理解力・生活力等を補うため、定期的な居宅訪問や随時の対応により必要な支援を行う	61
		共同生活援助（グループホーム） 者	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ、食事の介護、日常生活上の援助を行う	2，791
訓練系・就労系		自立訓練（機能訓練） 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能の維持、向上のために必要な訓練を行う	7
		自立訓練（生活訓練） 者	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持、向上のために必要な支援、訓練を行う	178
		就労選択支援 者	障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等にあった選択の支援を行う	10
		就労移行支援 者	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行う	350
		就労継続支援（A型） 者	一般企業等での就労が困難な人に、雇用して就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	2，410
		就労継続支援（B型） 者	一般企業等での就労が困難な人に、就労する機会を提供するとともに、能力等の向上のために必要な訓練を行う	6，451
		就労定着支援 者	一般就労に移行した人に、就労に伴う生活面の課題に対応するための支援を行う	149

（注）1．表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。　2．利用者数は令和8年4月サービス提供分の国保連データ。

障害福祉サービス等の体系②（障害児支援、相談支援に係る給付）

		サービス内容	利用者数	
障害児通所系	障害児支援に係る給付	児童発達支援 児	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行う	3，377
		放課後等デイサービス 児	授業の終了後又は休校日に、児童発達支援センター等の施設に通わせ、生活能力向上のための必要な訓練、社会との交流促進などの支援を行う	6，827
障害児訪問系		居宅訪問型発達支援 児	重度の障害等により外出が著しく困難な障害児の居宅を訪問して発達支援を行う	5
		保育所等訪問支援 児	保育所、乳児院・児童養護施設等を訪問し、障害児に対して、障害児以外の児童との集団生活への適応のための専門的な支援などを行う	216
障害児入所系		福祉型障害児入所施設 児	施設に入所している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与を行う	7
		医療型障害児入所施設 児	施設に入所又は指定医療機関に入院している障害児に対して、保護、日常生活の指導及び知識技能の付与並びに治療を行う	16
相談支援系	相談支援に係る給付	計画相談支援 者 児	【サービス利用支援】 ・ サービス申請に係る支給決定前にサービス等利用計画案を作成 ・ 支給決定後、事業者等と連絡調整等を行い、サービス等利用計画を作成 【継続利用支援】 ・ サービス等の利用状況等の検証（モニタリング） ・ 事業所等と連絡調整、必要に応じて新たな支給決定等に係る申請の勧奨	4，624
		障害児相談支援 児	【障害児利用援助】 ・ 障害児通所支援の申請に係る給付決定の前に利用計画案を作成 ・ 給付決定後、事業者等と連絡調整等を行うとともに利用計画を作成 【継続障害児支援利用援助】	3，025
		地域移行支援 者	住居の確保等、地域での生活に移行するための活動に関する相談、各障害福祉サービス事業所への同行支援等を行う	4
		地域定着支援 者	常時、連絡体制を確保し障害の特性に起因して生じた緊急事態等における相談、障害福祉サービス事業所等と連絡調整など、緊急時の各種支援を行う	10

※ 障害児支援は、個別に利用の要否を判断（支援区分を認定する仕組みとなっていない）　※ 相談支援は、支援区分によらず利用の要否を判断（支援区分を利用要件としていない）

（注）1. 表中の「者」は「障害者」、「児」は「障害児」であり、利用できるサービスにマークを付している。　2. 利用者数は令和8年4月サービス提供分の国保連データ。

就労選択支援の創設（R7.10～）

概　要

障害者本人が就労先・働き方についてより良い選択ができるよう、就労アセスメントの手法を活用して、本人の希望、就労能力や適性等に合った選択を支援する新たなサービス（就労選択支援）※を創設する。

法の条文

第五条　（略）

13　この法律において「就労選択支援」とは、就労を希望する障害者又は就労の継続を希望する障害者であって、就労移行支援若しくは就労継続支援を受けること又は通常の事業所に雇用されることについて、当該者による適切な選択のための支援を必要とするものとして主務省令で定める者につき、短期間の生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に関する適性、知識及び能力の評価並びに就労に関する意向及び就労するために必要な配慮その他の主務省令で定める事項の整理を行い、又はこれに併せて、当該評価及び当該整理の結果に基づき、適切な支援の提供のために必要な障害福祉サービス事業を行う者等との連絡調整その他の主務省令で定める便宜を供与することをいう。

※施行期日は、公布の日から起算して三年を超えない範囲内において**政令で定める日**

現状・課題

○　就労系障害福祉サービスの利用を希望する障害者の就労能力や適性を客観的に評価し、それを本人の就労に関する選択や具体的な支援内容に活用する手法等が確立されていないため、障害者の就労能力や一般就労の可能性について、障害者本人や障害者を支援する者が十分に把握できておらず、適切なサービス等に繋げられていない。

○　一旦、就労継続支援Ａ型・Ｂ型の利用が始まると、固定されてしまいやすい。

○　本人の立場に立ち、次のステップを促す支援者がいるかどうかで、職業生活、人生が大きく左右される。

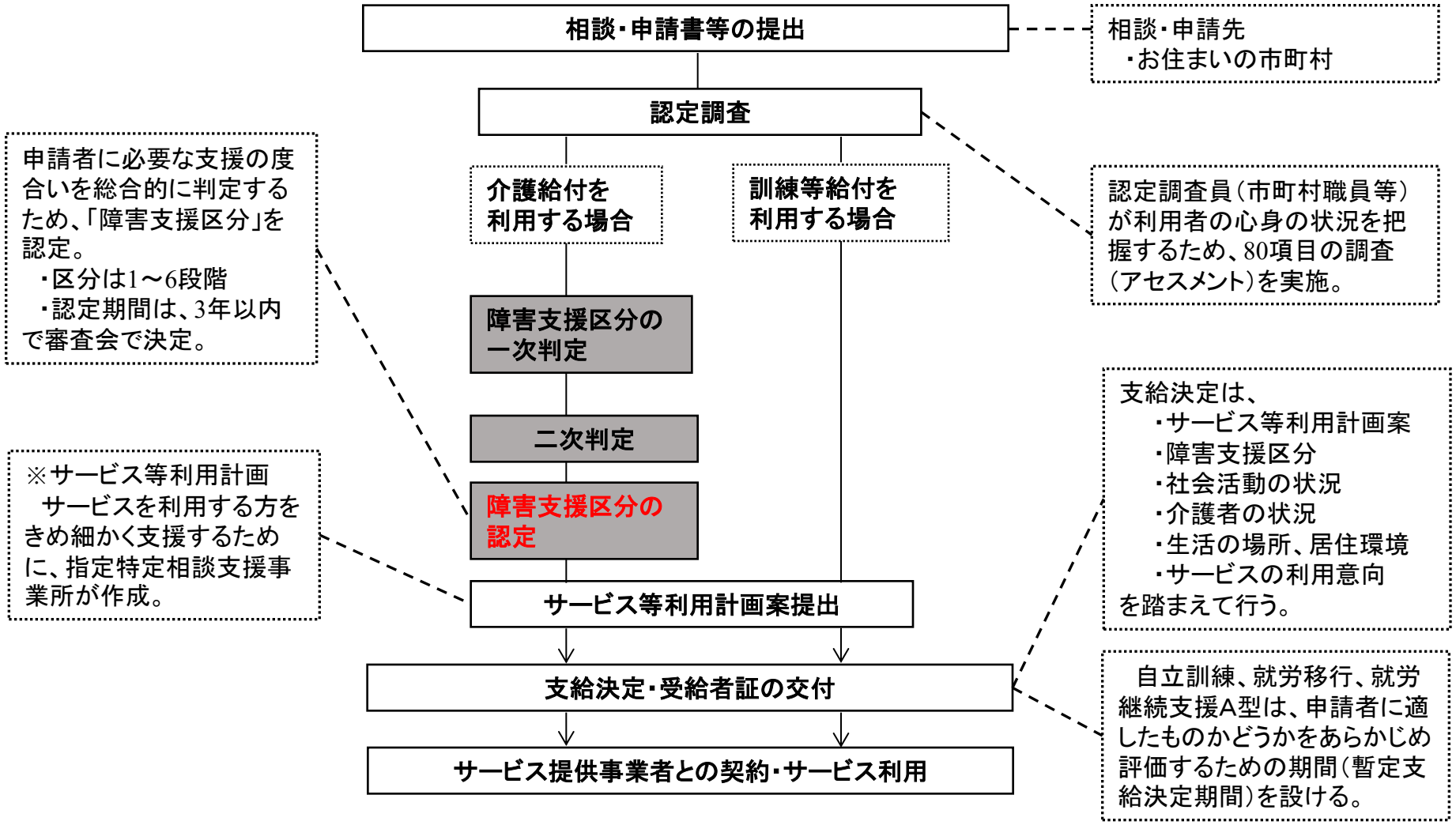
岐阜県内における
障害福祉サービス等（※）の利用者数

年月 / 圏域	R2.4	R3.4	R4.4	R5.4	R6.4	R7.4	R8.4
岐阜県全体	13,344	14,123	14,635	15,227	15,840	16,339	17,177
岐阜圏域	5,292	5,675	5,916	6,202	6,519	6,832	7,281
西濃圏域	2,265	2,415	2,510	2,617	2,746	2,846	3,029
中濃圏域	2,366	2,478	2,594	2,677	2,778	2,815	2,894
東濃圏域	2,217	2,293	2,354	2,458	2,516	2,548	2,660
飛騨圏域	1,204	1,262	1,261	1,273	1,281	1,298	1,313

（国保連審査データより作成）

※障害福祉サービス、地域相談支援、計画相談支援

障害福祉サービスの申請から利用までの流れ（概要）



障害支援区分の概要及び認定について

障害者総合支援法における「障害支援区分」の概要

① 障害支援区分の定義（法第４条第４項）

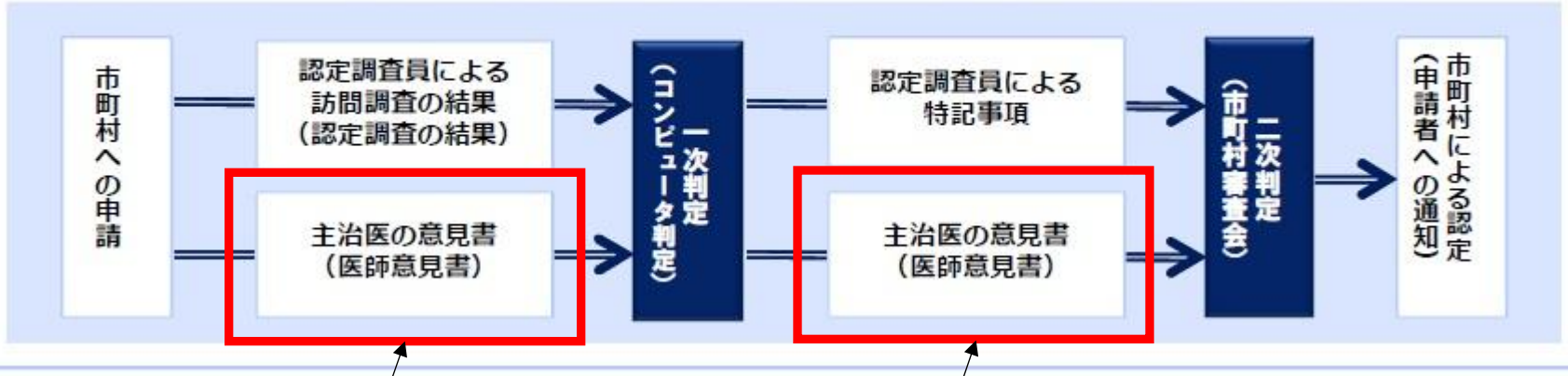
○ 障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合を総合的に示すもの。

（低い）　必要とされる支援の度合い　（高い）

非該当　区分１　区分２　区分３　区分４　区分５　区分６

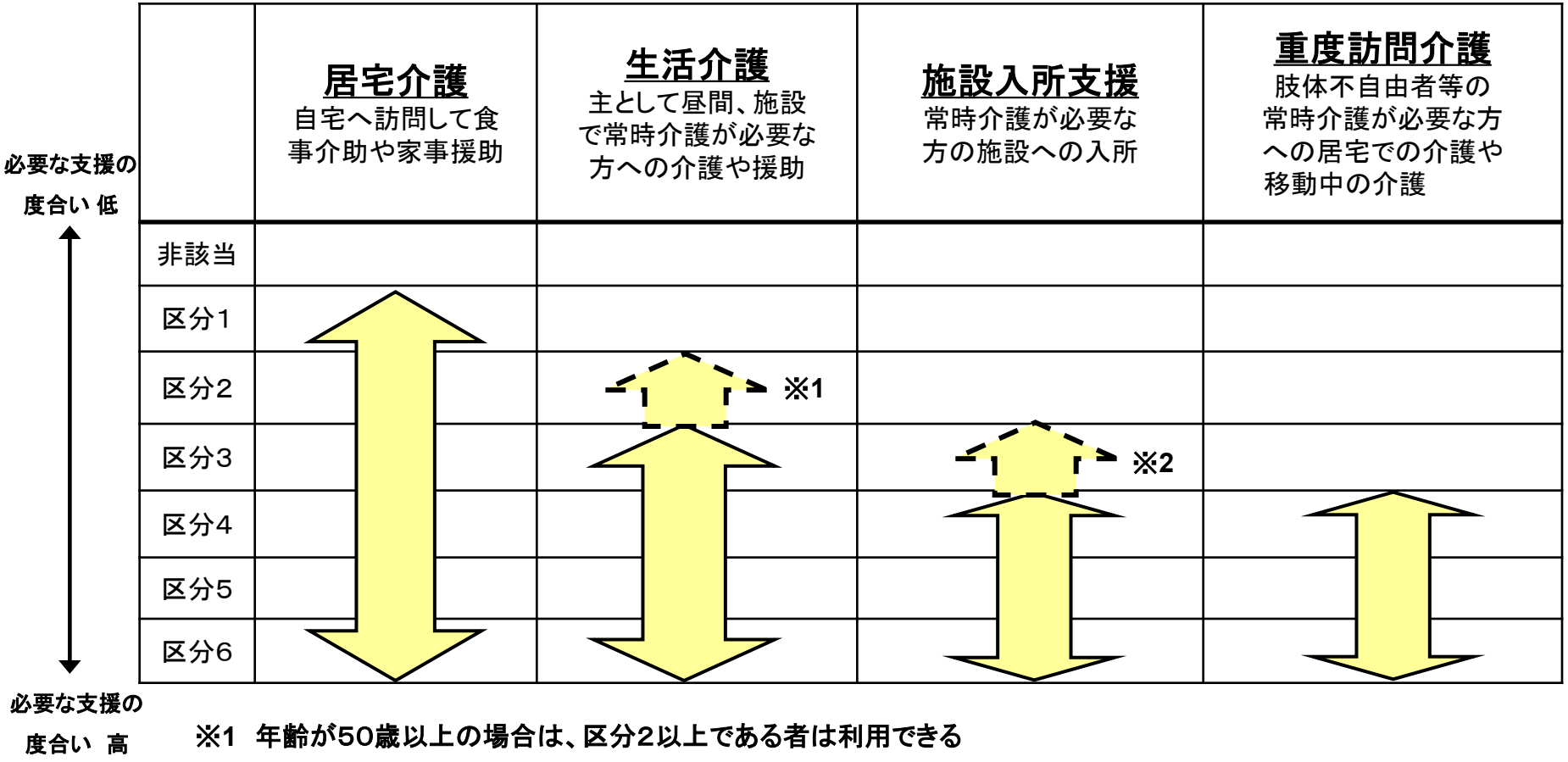
② 障害支援区分の認定手続き

○ 市町村は、障害者等から介護給付費等の支給に係る申請を受理した場合、以下の手続きによる「障害支援区分の認定」を行う。



【医師意見書】
　申請に係る障害者の主治医等に対し、当該障害者の疾病、身体の障害内容、精神の状況など、医学的知見から意見を求める。

障害支援区分と利用できるサービスについて（一部）

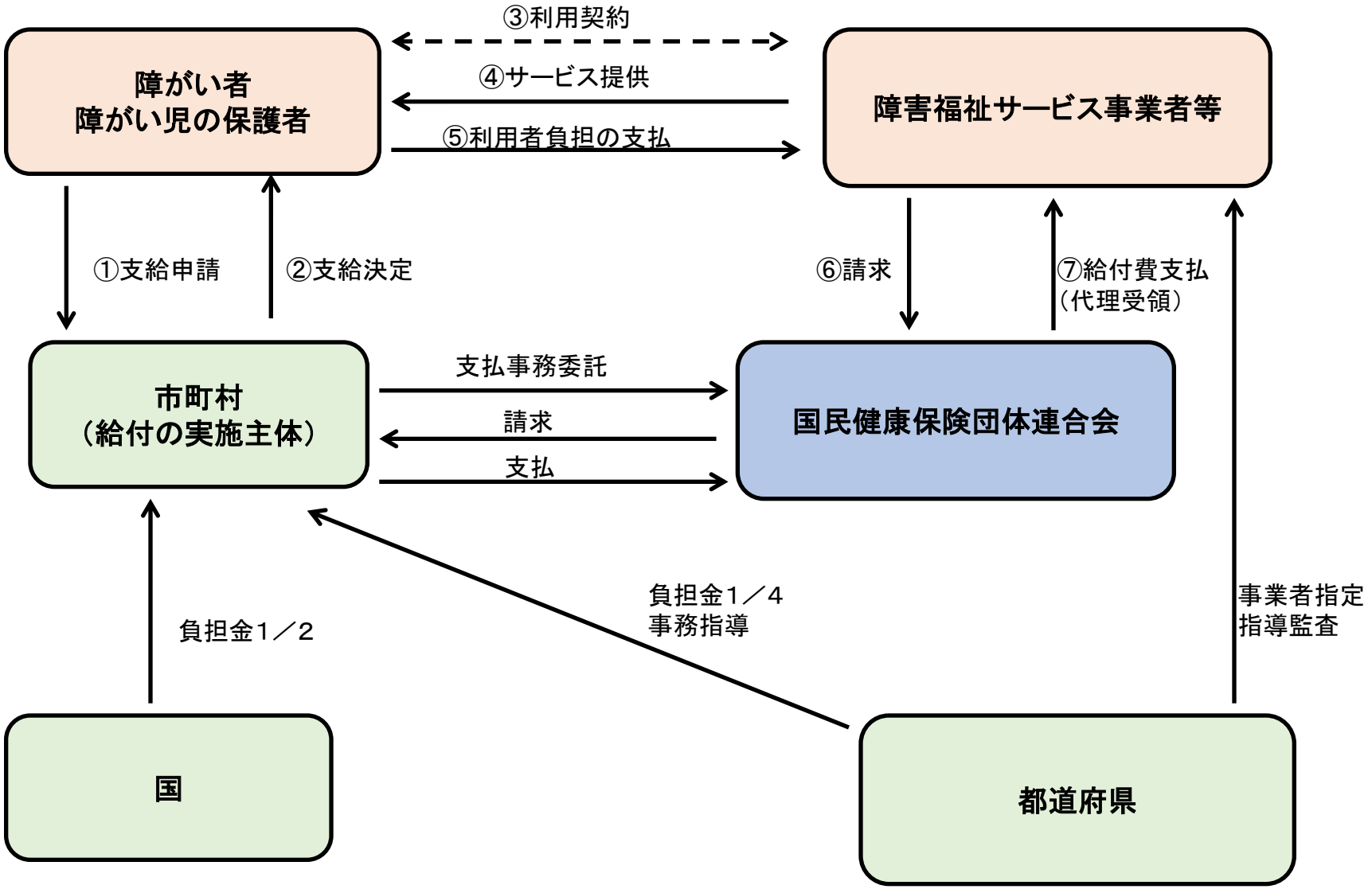


※1　年齢が50歳以上の場合は、区分2以上である者は利用できる

※2　年齢が50歳以上の場合は、区分3以上である者は利用できる

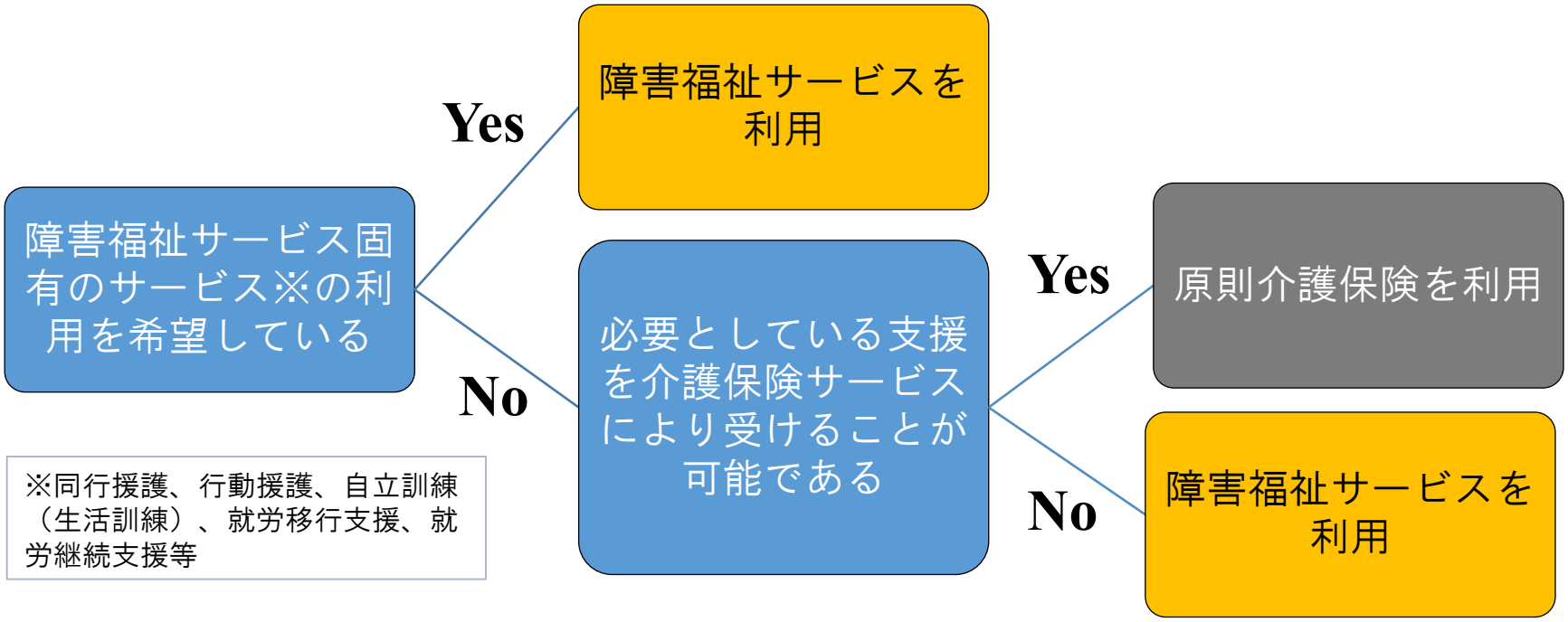
サービスを利用するには、障害支援区分以外の要件もあります。

障害福祉サービスの給付制度のイメージ



障害福祉サービスと介護保険サービスの適用関係について

介護保険の被保険者である障害者が障害福祉サービスの利用を希望する場合、まず、介護保険サービスにおいて同等のサービスを受けることが可能かどうかを検討することになる。（←他法令との給付調整：総合支援法第７条）



※同行援護、行動援護、自立訓練（生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援等

ただし

原則介護保険を利用する必要がある場合であっても、介護保険のサービスが受けられない特別な事情がある場合は、障害福祉サービスを利用可能。

３．障害者虐待の防止について

障害者虐待防止法の概要

（平成23年6月17日成立、同6月24日公布、
平成24年10月1日施行）

目　的

障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の 禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する 支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定　義

1 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。

2 「障害者虐待」とは、次の3つをいう。

①養護者による障害者虐待
②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待
③使用者による障害者虐待

3 障害者虐待の類型は、次の5つ。（具体的要件は、虐待を行う主体ごとに微妙に異なる。）

①身体的虐待　（障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること）
②放棄・放置　（障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置等による①③④の行為と同様の行為の放置等）
③心理的虐待　（障害者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと）
④性的虐待　（障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること）
⑤経済的虐待　（障害者から不当に財産上の利益を得ること）

障がい者虐待の類型

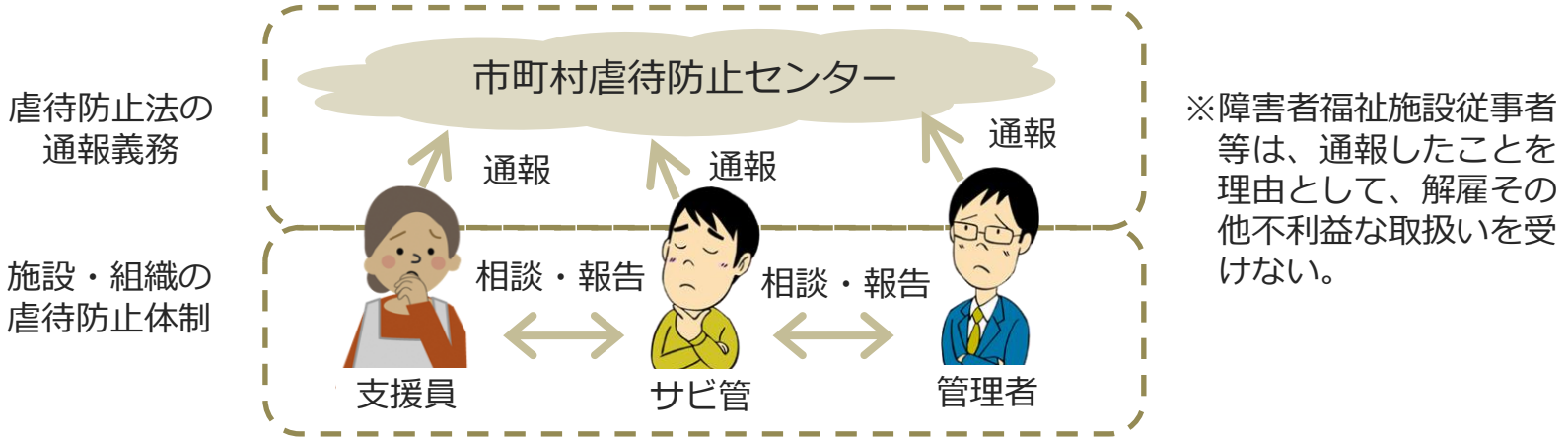
区　分	内 容 と 具 体 例
身体的虐待	暴力によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛り付けたり、過剰な投薬によって動きを抑制する行為。 **【具体的な例】** ・平手打ちする　・殴る　・蹴る　・壁に叩きつける　・つねる　・無理やりに食べ物や飲み物を口にいれる ・やけど　・打撲させる　・身体拘束（柱やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬等を服用させる等）
性的虐待	性的な行為やその強要（表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある） **【具体的な例】** ・性行　・性器への接触　・性的行為を強要する　・裸にする　・キスする ・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する　・わいせつな映像を見せる　・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や動画を撮影する
心理的虐待	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせ等によって精神的苦痛を与えること。 **【具体的な例】** ・「バカ」「あほ」等障がい者を侮辱する言葉を浴びせる　・怒鳴る　・ののしる　・悪口を言う　・仲間に入れない ・子ども扱いする　・人格をおとしめるような扱いをする　・話しているのに意図的に無視する
放棄・放置	食事や排泄、入浴、洗濯等身辺の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障がい者の生活環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。 **【具体的な例】** ・食事や水分を十分に与えない　・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している　・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続ける　・排泄の介助をしない　・髪や爪が伸び放題　・室内の掃除をしない ・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活させる　・病気やけがをしても受診させない ・学校に行かせない　・必要な福祉サービスを受けさせない　・制限する　・同居人による身体的虐待や性的虐待、心理的虐待を放置する
経済的虐待	本人の同意なしに（あるいはだます等して）財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。 **【具体的な例】** ・年金や賃金を渡さない　・本人の同意なしに財産や預貯金分を処分・運用する　・日常生活に必要な金銭を渡さない・使わせない　・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない。

障害者虐待防止法の要点（通報義務等）

原理：何人も、障害者に対し、虐待をしてはならない

早期発見：国及び地方公共団体の障害者の福祉に関する事務を所掌する部局その他の関係機関は、障害者虐待を発見しやすい立場にあることに鑑み、相互に連携を図りつつ、障害者虐待の早期発見に努めなければならない

通報義務：障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した人は「速やかに、これを市町村（又は都道府県）に通報しなければならない」　→　通報段階で虐待であるかどうかを確定する必要はない



※障害者福祉施設従事者等は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な取扱いを受けない。

調査結果（岐阜県）

本県では、養護者による虐待の認定件数は２１件（通報６２件）、
施設従事者等による虐待の認定件数は２０件（同８５件）

	養護者による 障害者虐待	施設従事者等による 障害者虐待
市区町村等への **相談・通報件数**	**62件** （66件）	**85件** （75件）
市区町村等による **虐待判断件数**	**21件** （14件）	**20件** （11件）

※　令和6年4月1日から令和7年3月31日までの対応状況を集計したもの。
　　カッコ内については、令和5年4月1日から令和6年3月31日までのもの。
※　件数は、岐阜県障害者権利擁護センター分を含む。

通報は、すべての人を救う

- 利用者の被害を最小限で食い止めることができる。
- 虐待した職員の処分や刑事責任、民事責任を最小限で留めることができる。
- 理事長、施設長など責任者への処分、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。
- 虐待が起きた施設、法人に対する行政責任、民事責任、道義的責任を最小限で留めることができる。

日本社会事業大学専門職大学院　教授　曽根直樹氏

ご静聴ありがとうございました